

令和4年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

令和4年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 令和4年7月27日（水）

場所 埼玉会館 多目的ホール

出席者（10名）（敬称略）

本木 茂	梅澤 佳一	新井 豪
城川 雅士	深澤 一博	山崎 芙美夫
重川 純子	中野 晃	大野 夏美
小寺 智子		

事務局	松澤	学事課長
	林田	学事課副課長
	浅井	高等学校担当主幹
	村松	幼稚園担当主幹
	大島	専修各種学校担当主幹
	相川	高等学校担当主査
	岩崎	幼稚園担当主査
	清野	専修各種学校担当主査
	大内	高等学校担当主任
	庄子	幼稚園担当主任
	河原	専修各種学校担当主任

- 1 開 会
定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。
- 2 諮問書の手交
諮問書（別紙1）が学事課長から会長に手交された。
- 3 議事録署名委員の指名
会長は、議事録署名委員として、城川雅士委員、重川純子委員を指名した。

4 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
令和4年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和4年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
令和4年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

- 5 閉 会
議長は、議事終了の旨を述べて、15時43分閉会を宣言した。

令和4年7月27日

議 長 中野 晃

議事録署名人

委 員 城川 雅士

委 員 重川 純子

(別紙1)

学 事 第 5 2 1 号
令 和 4 年 7 月 2 0 日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和4年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について (諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 令和4年度私立学校 (小学校・中学校・高等学校) 運営費補助金配分の基本方針について
- 2 令和4年度私立学校 (幼稚園) 運営費補助金配分の基本方針について
- 3 令和4年度私立学校 (専修学校・各種学校) 運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 皆さん、こんにちは。お待たせをいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の林田と申します。よろしくお願いたします。

1 委嘱状の交付、オンラインの案内

○司会 開会に先立ちまして、ご案内させていただきます。今回、新任で就いていただける方への任命書の交付につきましては、新型コロナウイルスの感染状況が拡大している現在の状況ということを考えまして、各委員さんの机の方に置かせていただきましたので、どうぞよろしくお願いたします。

また、本日はズームを併用しての開催ということになっております。会場の中央のテーブルに2つあります、丸い集音マイクが会場の声を拾いますので、皆さんはマスクをしたままで、いつもどおり発言をしていただければ拾いますので、よろしくお願いたします。

また、ズーム参加の方の御発言につきましては、会場の方にあるスピーカー、楕円形の大きいスピーカーの方から音声が出てくる仕組みになっております。

ここで、音声のテストをさせていただきます。ズーム参加のお2人、聞こえましたら応答願います。

○重川委員 聞こえております。よろしくお願いたします。

○大野委員 私も聞こえております。よろしくお願いたします。

○司会 ありがとうございます。

こういった方法で進行を予定しておりますけれども、もし何かお気づきの点等ございましたら、事務局の方にお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 続きまして、委員の皆様方の自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、本木委員から時計回りでお願いいたします。

○本木委員 県議会議員の本木茂でございます。3年前でしょうか、この委員をやらせていただきました。またお世話になります。よろしくお願いたします。

○梅澤委員 こんにちは。県議会議員の梅澤佳一と申します。昨年に引き続き、審議会委員として今日出席をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○新井委員 すみません、座ったままで。県議会議員の新井豪と申します。よろしくお願いたしま

す。

○小寺委員 では、私も座ったままで失礼いたします。川越で弁護士をしております小寺智子と申します。よろしくお願いいたします。

○中野委員 元県職員の中野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎委員 学校法人ワタナベ学園理事長の山崎と申します。並びにワタナベ学園の越谷保育専門学校長も兼ねておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○深澤委員 学校法人武陽学園の理事、西武台高等学校、西武台新座中学校の校長でございます深澤です。よろしくお願いいたします。

○城川委員 杉戸にあります学校法人昌平学園、昌平中学・高等学校の校長をしております城川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

なお、佐藤委員、松尾委員、増井委員におかれましては、本日所用により御欠席となっております。

続きまして、事務局職員をご紹介します。

まず、学事課長、松澤純一でございます。

○松澤学事課長 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 高等学校担当主幹の浅井鉄也でございます。

○浅井高等学校担当主幹 浅井です。よろしくお願いいたします。

○司会 幼稚園担当主幹の村松淳でございます。

○村松幼稚園担当主幹 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 専修各種学校担当主幹の大島啓介でございます。

○大島専修各種学校担当主幹 大島です。よろしくお願いいたします。

○司会 改めまして、私ですけれども、本日司会を務めさせていただきます、学事課副課長の林田と申します。ずっと座ったままで申し訳ないのですけれども、よろしくお願いいたします。

3 学事課長挨拶

○司会 開会に先立ちまして、学事課長から御挨拶を申し上げます。

○松澤学事課長 学事課の松澤でございます。本日は暑い中、また御多忙の中、お越しいただきまして本当にありがとうございます。

当審議会におきまして、皆様方各専門の御見地から御議論をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから令和4年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

5 会長選出

○司会 まず最初に、昨年度の村田会長及び青木会長代理につきましては、任期満了ということになりましたため、現在、空席となっております会長と会長代理の選出をお願いしたいと存じます。

まず、会長の選出につきましては、条例第5条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。

現在、会長及び会長代理が空席でございますので、事務局の方で進行をさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

会長互選の方法につきましては、埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱第4条により、単記無記名投票または指名推薦とすると規定されております。

会長の互選に関しまして、委員の皆様から何か御発言がありましたらよろしくお願いたします。

○城川委員 どなたもふさわしい方ばかりでございますが、企業会計や行財政制度に精通している中野委員を会長に推薦したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○司会 ただいま城川委員の方から御発言がありましたけれども、特に意見はなしということでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会 それでは、指名推選ということで取り扱わせていただきまして、中野晃委員を会長とすることと、皆様、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○司会 ありがとうございます。

御異議がございませんでしたので、中野晃委員を会長とすることと決定いたしました。

中野会長は、会長席に御移動をお願いします。

6 会長挨拶

○司会 ここで、中野会長から御挨拶をいただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○中野会長 私、座ったままで、よろしくお願いたします。ただいま委員の皆様方の御推薦によりまして、私立学校助成審議会会長に就かせていただくこととなりました。ありがとうございます。精いっぱい努めさせていただきたいと存じます。

私は県職員だったものですから、この審議会については平成24年度に設置しまして、今年で11年目になるわけですが、私は県議会の先生が3人いらっしゃるように、県議会は非常に議員提案条例が多くて、全国でも有数な県だということで、活発な議論がなされていると思います。ただ、議員提案条例なのですが、各党派とも総員賛成で成立しておりますので、この審議会のあるべき姿というのは、全体に認められたものということで重く受け止めております。審議会の条例を見ますと、さらなる適正化、効率化を図るためということで、さらなるという言葉が入っていますので、それを全うしなければならないのだということです。

それから、私学助成審議会については、知事の諮問に応じて私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針、その他助成施策に対する重要事項について審議するというようになっておりますので、令和4年は345億円の予算ということで、社会保障費関係を除けば最大な任意補助の補助金だということで認識しておりますので、皆様方のお力を貸していただきながら、実りある審議会、審議にしていきたいと考えておりますので、皆様方の御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

すみません。審議の途中なのですが、司会に大変失礼がありまして、ズームで御参加していただいています重川委員と大野委員、すみません、自己紹介をちょっといただくのを忘れて申し訳ありませんでした。

重川委員から、一言自己紹介をお願いいたします。すみません。

○重川委員 埼玉大学の重川と申します。大学では教育学部の中の家庭科教員の養成に携わっております。よろしくお願いいたします。

○司会 大野委員、よろしくお願いいたします。

○大野委員 よろしくお願いいたします。公認会計士の大野夏美と申します。昨年度から引き続き委員をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会 よろしくお願いいたします。大変失礼いたしました。

7 会長代理の指名

○司会 それでは、進めさせていただきます。

次に、条例第5条第3項に定めるところにより、会長代理の指名を会長からお願いいたします。

○中野会長 会長代理は、学校関係者の中でも経験の豊富な深澤委員にお願いしたいと存じます。

深澤委員、いかがでしょうか。

○深澤委員 はい、よろしくお願いいたします。

○中野会長 深澤委員の了解が得られましたので、深澤委員に会長代理をお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

8 諮問書の手交

○司会 次に、学事課長の松澤から中野会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 続きまして、委員の皆様にも事務局より諮問書の写しを配付させていただきます。

〔委員に諮問書を配付〕

○司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

9 議事録署名委員の指名

○中野会長 それでは、条例第6条第1項に基づき、私が議長として議事を進めてまいりたいと存じます。皆様方の御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定により、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。城川雅士委員、それから重川純子委員、お二人をお願いしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんの御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる」という規定になっております。今回の会議につきましては、公開するというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中野会長 それでは、異議がないようですので、そのように取扱いをさせていただきます。

次に、傍聴者の紹介を事務局からお願いいたします。

○事務局 本日の傍聴者は2名です。

10 諮問事項（3件）

（1）令和4年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）

運営費補助金配分の基本方針について

（2）令和4年度私立学校（幼稚園）

運営費補助金配分の基本方針について

（3）令和4年度私立学校（専修学校・各種学校）

運営費補助金配分の基本方針について

○中野会長 それでは、審議に入りたいと思います。

今回は、諮問事項3件でございます。これらを一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、私の方から、この審議会のベースとなる部分について、まず概要の方を説明させていただきます。

資料は、お手元の資料、つづつてあります1ページをお開きいただきたいと存じます。資料1というものです。「私立学校運営費補助金配分の基本方針について」、こちらはお題目的な部分でございますけれども、補助金交付の目的ということで(1)、(2)、(3)でございます。教育条件の維持、向上、それから経済的負担の軽減を図る、それから経営の健全性を高めるといったことを目的としてございます。

「運営費補助金配分の基本方針」でございますけれども、運営費補助金につきましては、先ほど会長からお話ありましたとおり、毎年度、予算編成の中で県議会の方で御議決をいただき、運営費補助の総額が決定してございます。この総額を学校ごとに交付、配分させていただくことに当たりまして、この配分の基本方針を定めるとされておりまして、この配分の基本方針が、まさにこの審議会の審議事項ということになります。基本方針とは何ぞやという部分につきましては、この後詳細に説明させていただきますが、例えば資料3—1が昨年度のものとして固まっているものでございます。議論した暁に、こういったものが完成形としてできていく、これを次回の審議会でお話しさせていただくというような立てつけになってございます。

次に、3番、「期待される効果」ということでございますが、2つ掲げておりまして、補助金配分の透明性、公平性、またこれは審議会が全部終わってからになりますけれども、こういった方針になりますよということをあらかじめ早めに学校様の方にお示しするということで、補助効果が高まるのではないかとこのものでございます。

では、2ページお開きいただけますでしょうか。これは、私学助成の全体の枠組みを語ったものでございまして、当審議会の方では運営費補助を御議論いただいておりますので、私どもは私学助成の2本柱ということで、運営費補助と父母負担軽減事業、この2つを2本柱としてやらせていただいております。

細かい話は、次のページに出てきますので、もう一枚おめくりいただきまして、運営費補助の細目を整理したものになってございます。主な項目だけ拾って、かいつまんで御説明いたしますけれども、まず一番下の「総合計」を先に御覧いただきたいのですけれども、運営費補助金の予算総額は、こちらにありますとおり344億円余りということになってございます。

次に、学種別、学校の種類別で申し上げますと、例えば小学校、中学校、高等学校、3段目に出てきますけれども、補助総額164億円余りということになってございます。こちらを生徒1人当たりの単価で申し上げますと、31万5,733円というようなことになってございます。

続きまして、幼稚園につきましては、補助総額が145億円余りとなっております、園児1人当たりで19万5,393円という単価になってございます。

それから、専修学校高等課程は補助総額2,919万円、生徒1人当たりの補助単価は、8万3,400円と

なってございます。

そのもう一つ下、専修・各種学校を御覧いただきますと、補助総額は3億7千万円余り、生徒1人当たりの補助単価は2万5,510円となっております。

資料を1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧いただきたいと思います。こちらは、先ほど2本柱と申し上げた父母負担をもうちょっと詳しく解説したものでございますけれども、令和4年度に従来より若干制度が変更したもの、若干拡充されたものでございまして、こちらを説明させていただきますと、変更点としましては「奨学のための給付金」を第1子区分については、1人目のお子さんにつきましては5千円増額、2人目のお子さんにつきましては2千円増額という形になってございます。

また、その上、授業料補助の補助上限額を上げるところなのですが、これは国の就学支援金から横出しする形で720万円まで、県単で父母負担の軽減事業をさせていただいているのですが、その平均額を見直しまして、補助上限額を9千円増額させていただいたという形になっております。

このように、私学助成は運営費補助と父母負担の2本柱でやらせていただいているところでございます。

以上、ベース的なお話をさせていただきました。この後、各担当から詳細につきまして御説明をさせていただきます。

○事務局 続きまして、高等学校担当の浅井と申します。私の方からは、諮問事項の(1)「令和4年度私立学校(小中高等学校)運営費補助金配分の基本方針について」御説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

資料は5ページ、先ほどの4ページを1枚おめくりいただきまして、5ページの資料3-1からとなりますけれども、資料の細かい説明をさせていただく前に、全体の流れを御説明させていただければと思います。

まず、現行の基本方針、資料3-1を御説明いたしまして、その後、資料3-2「配分の基本方針に係る検討の視点」について御説明をいたします。「検討の視点」につきましては、本日の議論のたたき台として、こちらの方から御用意させていただいたものでございまして、委員の皆様は、特に御審議をいただきたいものでございます。私からの小中高校の説明の後、引き続きまして、幼稚園と専修各種学校も同様に、「基本方針」と「検討の視点」、それぞれを御説明させていただきます。本日の御審議いただいた内容を踏まえまして、次回の第2回審議会で基本方針の改正案をお示しさせていただきますと考えております。

それでは、「資料3-1」、5ページでございます。令和3年度私立学校運営費補助金配分の基本方針を御覧ください。

まず、上から1の「配分の基本的な考え方」ですけれども、運営費補助金の配分に当たりまして

は、「基礎配分」と「政策誘導配分」という2つの枠組みがございます。上を書いてある2段です。

「基礎配分」とは、人件費や光熱水費など経常的経費に対し補助するものでございまして、学校運営の根幹を支えるための配分でございます。「政策誘導配分」とは、教育条件の向上や特色ある教育の実施などを促進するための配分でございます。

次に、2の「基礎配分」でございますけれども、(1)高等学校と(2)中学校、(3)小学校で配分方法が異なります。高校では、①人件費や②教育研究経費などの項目に応じて、前年度の決算額により算出いたします「補助対象経費方式」という、経営実態を反映しやすい配分方式を採用しております。

小・中学校では「生徒数割」として、生徒1人当たりの補助単価を設定いたしまして、生徒数により算出する単価方式という配分方式を採用しております。

1枚おめぐりください。資料3-1、6ページとなりますけれども、3の「政策誘導配分」でございます。政策誘導配分には9つの項目がございます。上から順に①の生徒納付金水準補正ですが、こちらは授業料などの生徒納付金が低い学校に加算する一方、高い学校は減算することにより、生徒納付金に係る父母負担の軽減を図るものでございます。

②の小規模校加算ですけれども、生徒数が720人以下の小規模校に加算することにより、学校運営の安定化、教育環境の充実を図るものでございます。

③の学級規模補正ですが、生徒数が40人以下の少人数学級に加算することにより、少人数学級編制を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

④の学校関係者評価実施加算ですが、こちらは保護者や地域住民などによる学校関係者評価を実施する学校に加算することにより、積極的な実施を誘導するものでございます。こちらの④の学校関係者評価実施加算につきましては、後ほど資料3-2になりますが、御説明の際に、「統合型校務支援システムの導入及び維持管理に対する補助について」関連する事項として、後で触れさせていただきます。

⑤の本務教員充足加算ですが、本務教員とは週5日以上勤務する校長先生や教員のことで、本務教員1人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を図るものでございます。

⑥の特色教育促進加算ですが、こちらは海外留学など特色ある教育を行う学校に加算することにより、グローバル人材の育成など特色ある取組を促進するものでございます。

⑦のICT活用教育推進加算ですが、ICTを活用した教育を推進するための経費に加算配分することにより、ICT機器を活用した新しい教育を推進するものでございます。

⑧の教員資質向上加算ですが、こちらは教員を外部機関の研修に派遣した学校に対して加算を配分することにより、教員の資質向上を図るものでございます。

⑨の定員超過調整ですが、定員超過の学校は減算することによりまして、収容定員の順守を誘導

し、適正な学校運営の確保を図るものでございます。

以上が政策誘導配分でございます。

最後に、4の「特別補助」といたしまして、「新型コロナウイルス感染症対策特別配分」を設けております。学校独自の感染症対策の取組に係る経費に配分することにより、私立学校の感染症対策を促進するものでございます。

ここで1枚おめくりいただきまして、資料3—2、7ページでございます。1枚おめくりいただきましたでしょうか。こちらは「配分の基本方針に係る検討の視点（小学校・中学校・高等学校）」ということで御覧ください。検討の視点は3点ございます。1点目、「統合型校務支援システムの導入及び維持管理に対する補助」でございます。上から現状でございますけれども、「OECD国際教員指導環境調査（2018）」によりますと、こちらは文部科学省・国立教育政策研究所が共同実施した調査ということでございますが、日本の教員の1週間当たりの仕事時間は加盟48か国中、最長との結果が示されております。また、文部科学省の「学校ICT環境整備促進実証研究事業（2020）」によりますと、「負担感がある業務」、「時間を減らしたい業務」として「事務・報告書作成」を挙げた教員が最も多かったということでございます。この報告の中で、ちなみに第2位は「会議打合せ」、第3位は「保護者対応」とのことでございます。

続きまして、課題でございますけれども、「事務・報告書作成」などの校務事務を効率化し、事務作業に要していた時間を削減することで、教員が教育の質の向上に取り組める環境を整備することが求められているところでございます。校務事務の効率化には、先ほど申し上げました国の「学校ICT環境整備促進実証研究事業」により、統合型校務支援システムの導入が有効とされておりますけれども、導入及び維持管理には一定の経費がかかるものでございます。

そこで、方向性でございますけれども、統合型校務支援システムの導入及び維持管理に係る経費について、政策誘導配分に新たな項目を設定してはどうかというものでございます。

なお、資料の下、左右の箱で整理させていただいておりますけれども、右側の箱を御覧ください。統合型校務支援システムの導入につきましては、今年度からの埼玉県5か年計画の施策指標として、目標値100%と置かせていただいております。現行5か年計画の1つ前の世代の施策指標は、学校関係者評価を置かせていただいております。こちらについては、各学校様のご尽力によりまして、昨年度末で目標の100%を達成いただいております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして8ページを御覧ください。こちらは、検討の視点の2点目でございます、「新型コロナウイルス感染症対策特別配分の見直しについて」でございます。こちら四角で囲ってあります表題で「新型コロナウイルス感染症対策特別配分」となっているところなのですが、扱う内容につきましては光熱水費高騰のお話になっております。この点、違和感を持たれるかもしれませんので、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

光熱水費の高騰分につきまして配慮をする場合、この高騰分はかかり増し経費ということになり

ます。現行の「新型コロナウイルス感染症対策特別配分」は、まさにかかり増し経費を扱っている項目でございますので、新たな項目設定に当たっては、このコロナ特別配分の近くに置くのが親和性が高いと考えまして、このような構成になっております。

そこで、現状となりますけれども、長く続くコロナ禍やウクライナ情勢等によりまして原油価格や物価の高騰が生じており、消費者物価指数の推移を見ますと、電気代や燃料費について前年同月比で1割から2割程度上昇しておるところでございます。

続いて、課題でございますけれども、光熱水費の高騰によりまして、学校法人会計に対する負担が増加しております。

方向性でございますけれども、光熱水費高騰分に係る経費について、かかり増し経費を扱います「新型コロナウイルス感染症対策特別配分」の項目の場所に、かかり増し経費である光熱水費高騰分を新たに設定してはどうかというものでございます。

最後に、「ICT教育環境の整備推進加算について」でございます。こちらは、国が経常費補助金の項目に新たに設定された項目となります。こちらは、国が設定した項目に合わせて、県の運営費補助金の配分基準を連動させるものでございます。令和4年度、今年度の国の経常費補助金の教育改革に対する加算項目に「ICT教育環境の整備推進」が新たに設定されたところでございます。この新たに設定された国の加算項目につきまして、県の私立学校運営費補助金配分基準に、これを新たに設定しようとするものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 幼稚園担当の村松と申します。諮問事項の(2)「令和4年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について」御説明申し上げます。大変恐縮ですが、座って御説明をさせていただきます。

まず、9ページを御覧ください。最初に、現行の基本方針でございますが、資料4-1「令和3年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針」を御説明申し上げます。まず、1の「配分の基本的な考え方」でございますが、幼稚園におきましても、「基礎配分」と「政策誘導配分」の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において、必要な要素を組み入れる方式を取っております。

2の「基礎配分」では、「①園児数割」から「⑤満3歳児数割」まで5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用してございます。

①の「園児数割」は、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものでございます。

②の「園割」は、全ての園に一律に定額を配分するものです。

③の「常勤教員割」は、実学級数に、園児数に応じて2人または3人を加えるなどして標準の教員数を算出します。これに補助単価を乗じて得た額を配分するものでございます。

④の「常勤職員割」は、補助単価に、3人を上限とした常勤職員数を乗じて得た額を配分するものです。

⑤の「満3歳児数割」でございますが、補助単価に、1月の始業日現在の満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

続きまして、3の「政策誘導配分」について御説明申し上げます。政策誘導配分は、全部で12項目ございまして、①から⑧までの8項目、⑫の1項目、こちらは加算により、また⑨から⑪までの3項目は減算により、政策誘導を図るものでございます。

①の「3歳児保育促進加算」でございますが、きめ細やかな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

②の「ティーム保育促進加算」でございますが、4歳児または5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございまして、①の加算と同様、きめや細かな保育の促進を図るものです。

次に、③の「園児納付金抑制加算」でございますが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い傾斜加算するものでございます。その際、園児納付金の抑制が教員の給与の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平均額以上の園に対しては、さらに単価を増額して配分することで、教員の給与水準の向上を図っております。

④の「1種免許状保育促進加算」でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものです。

1枚めぐりまして、10ページを御覧ください。⑤の「小規模園加算」でございますが、実員が150人以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものです。

⑥の「安全管理対策加算」でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分するものです。

⑦の「学校関係者評価加算」でございますが、学校関係者評価を実施する幼稚園に加算するものです。

⑧の「人材確保加算」でございますが、県と全埼玉私立幼稚園連合会の共催する合同就職説明会に参加した幼稚園に加算することにより、人材確保の推進を図るものです。

続きまして、⑨から⑪は減算調整の項目でございます。⑨の「定員超過調整」は、収容定員を超える幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するものでございます。

⑩の「高額給与調整」でございますが、県内の私立幼稚園の園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するものです。

⑪の「剰余金保有調整」でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものです。

最後に、⑫の「新型コロナウイルス感染症対策加算」でございますが、感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なものに係る経費であって、国の補助など他の補助と補

助対象経費が重複しないものを補助対象として加算するものです。

続きまして、検討の視点でございます。1枚おめくりいただき、11ページの資料4—2「配分の基本方針に係る検討の視点（幼稚園）」を御覧ください。検討の視点としては、「新型コロナウイルス感染症対策特別加算の見直しについて」の1点でございます。

現状、課題につきましては、高校担当と同じ内容となりますので、説明は割愛させていただきます。

方向性でございますが、光熱水費高騰分に係る経費について、「新型コロナウイルス感染症対策加算」に新たな項目を設定してはどうかというものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、専修各種学校担当の大島でございます。私の方からは、専修学校・各種学校の基本方針につきまして御説明をさせていただきます。恐縮ですが、着座にて失礼させていただきます。

お手元の12ページの資料5—1を御覧いただければと思います。1、配分の基本的な考え方については、ほかの学種と同様、基礎配分と政策誘導配分の2つの考え方で行ってまいりたいと考えております。

まず、2の基礎配分についてでございますが、①生徒数割、②教職員数割ということで、それぞれ補助単価を乗じて配分を行うものでございます。

続きまして、3、政策誘導配分についてでございますが、これはその時々で項目の見直しを行ってきておりますが、現在①から⑤の5つの指標がございます。下の⑤に行くにつれまして、導入が新しい年度のものというふうになっております。

まず、①専任教員充足加算につきましては、2つの視点がありまして、1つが基準を超える専任教員を配置している学校に対する加算、もう一つが専任教員1人当たりの生徒数が少ない学校に対する加算、こちらの2つとなっております。

次に、②保健安全対策・教育環境整備加算については、令和2年度に一部見直しを行い、従来の防犯対策・施設修繕費用などに加え、新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費を対象といたしました。それに伴い、補助の上限額を20万から50万に引上げを行いました。

③教員資質向上加算につきましては、教員が外部研修を受講した際に参加費を負担したことに対する加算を行っております。

④職業実践専門課程認定加算につきましては、こちらは対象は専門学校のみとなりますが、企業と連携した実践的職業教育を行う課程であると国の認定を受けた専門学校に対しまして、1校当たり30万円の加算を行っております。

⑤学校医の配置加算につきましては、学校医を配置し、保健計画等の立案に参加している学校に対する加算を行っております。

1枚おめくりいただきまして、13ページ、資料5-2についてでございます。こちらもほかの学種と同様、新型コロナウイルス状況下での光熱水費高騰分に係る経費について、措置することを検討しております。

以上で御説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○中野会長 説明ありがとうございました。

それでは、この件につきまして、御意見、御質問等がございましたら皆さんの意見をお願いいたします。委員、どうぞ。

○委員 すみません。ちょっと今御説明いただいて、私の理解がちょっと足りないので教えていただきたいのですが、まずこの3分野共通しての御質問なのですが、令和3年度の配分の現行についてまず御説明をいただいたのですが、基本的にこれに対して、例えば各種団体とか、何かこういうことを見直してほしいという、要するにこれはちょっとまずいのではないかという意見が出たようなものとか、ないと思っていいですか。逆に、この見直しの提案をされていらっしゃる部分については、これだけ、この項目だけ見直せばよりよくなると、そういう何かピックアップする段階で、何か落としたようなものがあつたのかなかったのか。

それをお尋ねしたいということと、それと共通してお尋ねしたいことは、例えば特別加算というのがあるのですが、この特別加算というのは今年度だけですか。それとも先ほど専修学校の方で大島さんの御説明、古いものから新しいものに並べていますなんておっしゃられたのですが、今回入れると来年度以降も同じ項目がそのまま載ると思った方がいいのか。

共通してお尋ねしたいことは、以上2点で、あと幼稚園のところになると、ちょっとまたあるのですが、共通してお聞きしたいのは、以上2点です。

○中野会長 では、取りあえずそれを先に処理しましょうか。

○事務局 ピックアップした段階で落としたものがあるかどうかということなのですが、令和3年度のもは一応確定したものでございまして、それを何か今回落としてしまったものをここに載せているということはないです。その上で改めて、こういったものを令和4年度で配分するに当たってはこういう観点で見直しをさせていただいてはどうかという形で提案をさせていただいているものでございます。

それから、あともう一点、今回入れると来年度以降もこれは生きるのかということになりますけれども、例えば価格高騰につきましては、これちょっと正直まだ先は読めないところがございますので、例えば価格は高騰しているのですが、賃金はきちんと追いついてきているとかということであれば、その段階で、ではどうかなという、もう一回見直しが必要になりますし、あるいは価格は上がっているのですが、ウクライナのことはまだ私も何とも言えないと思うのですが、それが落ち着いてきてエネルギー価格も大分下がってきて平準化してきたよねということであれば、その段階でこういう状況なのでこれはどうでしょうかねというのは、また改めて御提案

させていただくという形になります。

○中野会長 よろしいですか。

○委員 分かりました。そうしますと、来年の特別加算の方でこの提案があり得るということでしょうか。

○事務局 そうですね。やっぱり、もうさらにまたそれ以上上がってしまったのでということになると、それも上がってしまったものをどうしましょうかというのもまた検討しなければいけないので、それは情勢を見て改めて御提案させていただくという形になります。

○委員 それと、1点目について、ちょっと私の質問の仕方がいけなかったかなと思うのですが、例えば私立学校の中学校とか高校とか小学校の方の各種団体から、この令和3年度の基本方針のところについての、こういう見直しとかあったらいいなとかという意見などを検討したけれども、落としたものはなかったかという、そういう御質問なのですけれども。

○事務局 そういったものは、特にございません。どちらかといいますと、この審議会の審議事項の外の話になってしまうのです。例えば運営費の総額といったときに、この総額がもっと伸びないとか、あるいは父母負担で今720万円までですけれども、そういったものをもっと右のほうに伸ばせないとか、そういった要望はいただいているところです。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員 いいですか。

○中野会長 どうぞ。

○委員 令和4年度の私立学校の運営費補助の3ページですか、私が気になるのが、私立学校の下から4番目、ICTの教育環境整備事業補助というところで、今非常に国を挙げてデジタル教育ということで推進をしているわけです。これからICT教育も含めてデジタル人材の育成、これは職業人材にも関わるのですが、この辺のところの国を挙げてのそういう基本的な考え方に、埼玉県私立学校の整備事業の補助のこの金額がどのように決まるのかな、疑問に思うわけです。国を挙げてデジタル人材を育成するのだという、そういう教育をしていくのだという、そういうふうになつんと国を挙げてやっているのに、では埼玉県で例えばこういう審議会で、この事業でこの金額で、この金額はどなたか動かさないと行って言っていました。それは重々分かっています。ただ、埼玉県の考え方基本として、学校教育の中にICT教育をうんと入れよう、デジタル人材の育成だと、今大半が力をかけてやっているわけです。そういう事業に対して、そういう予算はこの予算で見合うのかなというのは、僕は非常に疑問に思います。

どうしてこの金額が出てきたのかな。多いなら結構でございます。私の質問も非常に漠然としているのです。ただ、疑問として、こういうところにもっとお金をどこからか削ってでも、こういうところに予算をぶち込んで、埼玉県の中のデジタル教育の人材をいかに育てていくのか、もしくはそういう育てている学校に対して予算をがつんと入れるという、そういう考え方というのはないの

かな。この額が出てくるというのは、基本的な県の考え方、そういうところがもし少しでもあるならお聞きをしたい。無理なら結構でございます。以上です。

○事務局 では、私の方から。委員の御指摘、ICT、DXというところで、ちょっと取組が弱いのではないかという御指摘いただいております。こちらですね、まず令和3年度の補助総額に対して、令和4年度分は若干伸びているのですけれども、もっと伸ばしていったほうがいいのではないのか、そういう御指摘です。

とりあえず、このICT教育環境整備事業補助はどういうスキームかといいますと、基本私立学校のICT絡みは国の補助が半分入って、学校の負担が半分入ってというので、いろんな機器を整備するという補助がたくさんあるのですけれども、国の補助で時々あるのですけれども、国の補助金額が半分出るよと言っていたものが、例えば45%になってしまうとか、穴が空いてしまうということが時々ございます。そのときに、これがその分を埋めるというような仕組みのものでございまして、実は令和3年度のときはそれが発動するという事はなかったのです。それが、文科省の方で50%と言ったのはきちんと50%だった。それは、やはり先生おっしゃるとおりICT、DXって大事なツールなので、予算取りしっかり文科省の方でやっていただいたということなのです。

なので、この金額は先ほど申し上げたとおり、補助割れしてしまった、補助割れて専門用語なのですけれども、50%と思っていたのが45%しか来なかったというような、割ってしまったところに隙間を埋めるような補助になっておりますので、一応このくらいの金額になっておるのですけれども、必要十分な額ではないかなということで、これが50%だったのが30%とかと大幅に割れてしまうと、これはまた足らなくなってしまうのですけれども、今のところこのぐらいで大丈夫ではないかなと思っています。

○中野会長 よろしいですか。どうぞ。

○委員 ICT関連で、この間ちょっと学事課にもお話したのですけれども、本項だけで1億が浮いてしまったというのですよ、ICT整備に。これ1億2千万円ぐらいですね。どこにどのくらいかけられるのかどうか、分からないような感じなのです。だから、ここはもう少し考えていただかないと、実際にはスズメの涙程度ぐらいでしかないというふうに、自分の学校はやっているから、各校私学は結構やりつつあるのですけれども、ちょっと考えられている桁が違うのではないかなということで、何とかそこら辺の実態は承知なさっているのかどうかというところなのですけれども、すみません。

○事務局 なかなか国の方も事業の高度化ですとか、そういったところで学校当たり2千万ということで、補助対象は2千万とかで事業を実施しておるところなのですが、今後いろいろこちらも勉強させていただきつつ、検討させてもらいたいと思うのですけれども。

○委員 いいですか。DX化というのは、非常に国を挙げての事業です。私はあえて専門学校のことを言っていないのですけれども、後で言わせていただきますけれども、やっぱりその先頭を走って

いるところもあるわけですよ、専門学校が。高等学校もそうでしょう。かなりそこに今特化をして、どこの学校も校内整備をやったり、機械の整備をやったり、指導者を呼んだりということをやっているわけです。ですから、そういう動きの中で考えたら、本当に1億2千万とか何か、お考えは分かりました、先ほど。5%なり何なりの金額なのだなど。でも、それが本当に妥当なのかな。どうも疑問が拭えないですね。

○中野会長 よく実態を調べていただいて。委員。

○委員 よろしいですか。ちょっと今までのお話も全部絡んでくるのですが、水準規制のことでちょっと意見を述べさせていただきます。

16ページ、我々中学、高校に関係するところが16ページと20ページのところに、生徒納付金水準補正ということで、先ほどから話が出ておりますが、例えばこのICTの問題というのを学校の中で、公立学校へのGIGAスクール構想というところで、パソコン等の生徒分が無料で配付されたりというような制度がどんどん進んでいます。私立学校の場合には、これは補助も出していただいて大変感謝しているのですが、結局半分は学校が支出しなければ、そういった準備というのは進められないというのが現状で、例えばそういったICT等に関しても、どうしても経費が以前に比べると当然かかってきます。そうなったときに、学校の運営というのはこの運営費補助金と、生徒からいただく校納金で全て学校運営の方をしていかなければならないのですが、例えばそういったICT関係について、より深い取組をしながらやっていこうという、例えば学校の個性をつくったり、例えばそれはICT以外でも、本校なんかは今IB教育という、国際バカロレアという国際基準教育システムを導入して取り組んでいます。

ちょっと参考までに述べますと、今本校の高校はIB認定校として、これは実は私今回審議会に出たのですが、前審議会の方でIBに関してはこの水準規制から外すということで、実は通常の授業料プラス月2万4千円の校納金を生徒からいただいて、それを求める生徒を対象に少人数制で取り組んでいる取組なのです。ただ、実はIBというのは別にそれほど特別なものではなくて、そういうふうな形で、これはたまたま文部科学省がIB推進という今制度があるので、恐らくこの補助金の水準規制から外すということの認定をしていただいたのだと思うのですが、それ以外にも例えばICTに特化するであるとか、グローバル教育でも少人数制でもって、IBとはまた別の取組をしたいと。また、スポーツなんかでもそうですけれども、そういった今やっぱり教育がどんどん多様化しているので、結局今の水準規制のところで行くと、これの問題点が、抑制するために授業料が安いところにはプラスで補助金を出してくれますと、これ大変ありがたいのですが、授業料を平均以上に上げると、授業料を減額しますというマイナス、三角がいっぱいついてるんですよ。授業料のアップが決まったところは。要するに何か新しいことをすると、今まで補助金は減らしますよというのが一方でなっていて、学校としてはすごく個性的な取組というのがやりにくいというのが、これが本音なのです。

ここのところというのが、例えばその内容が適切であり、I Bに関しては、もうこれ明文化して外していただいていますけれども、ほかにもこれ文部科学省が別に推進していなくても、学校としては進めたい個性的な取組はほかにもあると思うのです。そういうのがとにかくやりにくくて、本当に安いリーズナブルな、昔ながらの一律的な教育しかやりにくくしてしまっているように現場としては感じています。

そこのところでは、教育多様化の時代の中で、この三角を何とかしていただきたいなというのが本音でもあり、逆にいろんな教育をどんどん埼玉発で、本当に新しいチャレンジというのが学校現場でできる状況にさせていただきたいと。もちろん我々も授業料を上げたくないです。授業料を上げるということは、当然生徒募集ではデメリットの方が大きいのも確かで、ただそれでもお金を出してでも特殊な、特別な教育を求めている方がいっぱいいるのも確かで、そういったところで一つちょっとこの水準補正ということ自体、この制度自体がちょっといかがなものなのかどうかということでの、これはあくまでも私立学校としての意見ですが、ちょっと述べさせていただきました。

○中野会長 ちょっとお聞きしたいのですけれども、生徒納付金の中に、今生徒から2万4千円取っていますよというお話ですね。それも含めて生徒納付金にしてしまうからそういう事態が生じるので、それを別枠で扱っていただければいいということもありますよね。

○委員 授業料以外に。

○中野会長 ええ、授業料として扱わずに、それは別枠で、学校の特殊性でもらっているのだということに。

○委員 別枠といっても、例えば今本校のI B教育でいうなら、15人のクラスに担任を2人つけています。ほとんどの授業がダブルティーチングで対応していかなければならないと。そうなったときに、その出金のうちのどこをベース、それを別枠にするというのは、非常に学校から見ると、その線引きは非常に難しいかと思えます。やっぱり本来それは授業料を取るべき。でないと、別の問題が発生するように思えます。

○中野会長 今の委員の発言に事務局として何か答えられるようなことはありますか。

○事務局 委員のご提案の扱いについては、ちょっと猶与させていただいて、跳ねとかもよくシミュレートしないといけないので、どこか動かしたときの跳ねというのが、全部の学校に及んでしまいますので、ちょっと今すぐこれを変えますとちょっと言いづらいのですけれども、シミュレートするのに時間いただいて、検討させていただければと思います。

○委員 ちょっとさっき説明しかけてあれですが、先ほどICTの話を言われたのですけれども、50%補助をしていただいている。でも、公立は100%補助してもらっている。でも、私学はあとの50%は学校でつくらなければいけない。学校でつくるとなると、やっぱり生徒からお金取るしかないのです。だから、少なくともその区分でも、今の校納金の水準規制システムというのは、ICTでも非常に不利な立場になってしまうということだけ、ちょっと最後に言い添えさせていただきます。

○中野会長 そのほかにありますか。

○委員 1つお伺いしたいのですけれども、6ページの私立高校の加算の部分で本務教員充足加算とあるのですが、1人当たりの生徒数の少ない学校に加算とあるのですけれども、この少ないというのは私学の中での平均値で相対的なものなのか。または、県か何かある程度基準を設けて、それよりも少ないと見るのか。もしその基準があるのであれば、それが例えば公立高校を参考にしているのか、それをまずお聞かせください。

あと、それに関連して、ちょっと埼玉県の現状でお伺いしたいのですけれども、学校の先生、教員の平均収入、平均年収、これ全国で、数年前のデータかもしれないですが、公立高校が630万円で私立高校が625万円なのです。ただ、これ全国平均であって、逆に東京都では私立の先生の方が2割ぐらい給料が高い。ところが、一番低いところだと、島根県だと25%ぐらい私立高校の先生の方が低い。これは多分年齢の偏在もあるのではないかと思うのですが、実際に埼玉県の実状はどうなのか。もし県の方で数字持っていたら教えてほしい。

○事務局 今、委員から御質問のありました小規模のことなのですけれども、うちの場合は小規模校加算として、埼玉県等でも基準を設けておりまして、720人以下の高等学校に対して小規模校加算というものを実施しておるところでございます。

ちょっと、平均年収はすぐには出てこないところございまして、すみません。

○委員 ありがとうございます。充足加算は、学校規模なのですね。

○事務局 そうですね。生徒数の定員というものが定めにございまして、その定員の定めに応じて学校規模の線をちょっと引いておるのですけれども、例えば高校であれば720人、3学年合計で720人という基準を設けまして、それより少ない学校に対して小規模校加算ということで加算をしておるところです。

○委員 720という、その根拠を教えてくださいませんか。素人なので、すみません。

○事務局 すみません、調べます。

○中野会長 どうぞ。

○委員 これ、今言われた充足加算の対象校というのは何校なのですか。実際にやっているのですかね、これ。

○事務局 ⑤番の方の御質問ですか。

○委員 そうです。それ実際にやっているのですか。その対象校ってあるのですかね。

○事務局 すみません。委員の御質問に対してですが、⑤の本務教員充足加算につきましては、対象校ございまして、加算を実施しておりますので、ちょっと今何校かというのはすぐ出てこないのですけれども。

○委員 これは、普通高校ではあるのですか。

○事務局 県内の高校に対して、本務教員充足加算は。

○委員 通信とか、そういうのではなくて。

○事務局 通信とか、そういうのではなくて、普通に全日制高校の方に対してです。

○委員 でも、これ生徒数が少ないということは、例えば240人ですね、1学年。720人以下というのは。720人以下云々ではないでしょうと思うのですけれども、もっと多い学校でも生徒数が少なくなってしまうたら、逆にペナルティー食っていますでしょう。ペナルティーの金額よりも、こっちの方が高いのですか。逆ではないですかね。ペナルティー食ってしまうと駄目なのではないですか、それどうなのですか。

○委員 充足率が低いと、この(2)から(3)と(5)はないです。だから、定員の充足率が35%欠けると。

○中野会長 答えられますか。

○事務局 委員にお答えします。

先ほどの②番です。小規模校加算の720人の方につきましては、全部で12校に対して加算が行われております。基本これは、学則定員ベースで加算の可否を判断しております。

○委員 そうですね。となると学則定員ベースだと、学則定員を割ってしまった学校はペナルティー食っているわけでしょう。

○事務局 そうですね。定員超過調整の中の枠の方で調整を受けています。

○委員 そちら辺がよく分からない。

○委員 ちょっとごめんなさい。

○中野会長 どうぞ。

○委員 今、教員の充足加算のことを聞いたのですけれども、今の説明だと小規模校加算の話ですね。

○中野会長 ②と⑤がごっちゃになってしまった。

○委員 ちょっともう一回答えてもらえますか。1人当たりの生徒数が少ない学校、教員1人当たりが少ない学校、多い少ないはどこで線引っ張っているのか。

○中野会長 委員、⑤のところによろしいのですよね。

○委員 そうです。⑤の話。

○事務局 これは、お手元の資料の21ページに基準教員数というのが4行目に、21ページの上の(5)の右側4行目に、生徒数割る25ですから、生徒25人に対して1人の教員というのが基準。

○委員 25人、ああ、これですね。分かりました。ありがとうございます。

○中野会長 どうぞ。

○委員 申し訳ないですけれども、いいですか。③の学級規模補正というのがあります。少人数学級の、3-1、6ページですか、少人数学級、40人以下に加算、こんな話私も正直言って初めてなのですけれども、なんの学級規模。うちの学校で36人クラスをつくると言ったら、プラスアルファを

くれた、確かに。だから、それはあるのだと思うのです。ところが、43人学級をつくりたいと言ったら、ペナルティーですよと言われたわけです。

○事務局 今、少人数学級の実現に対する加算はありますけれども、別に人数超過によるペナルティーは、今はないです。

○委員 なくなったのですね。私も三、四年前にペナルティー食らったのは覚えていますので、それしか印象がなかったのですけれども、そうですか、分かりました。

○中野会長 よろしいですか。ほかにございますか。はい、どうぞ。

○委員 専修学校・各種学校から要望をちょっとお願いします。3ページちょうど今開いているのですけれども、生徒1人当たりの補助単価のところ、あまりにも他の校種との差があり過ぎるのではないかなと。今、専門学校に学ぶ家庭の経済的な状況というのは、非常に厳しい状況があるわけです。今コロナもかかっていますけれども。その中で、ある校種では1人頭31万、専修学校高等課程でいくと8万3千円、1人当たりの単価が。その差が大き過ぎるかな。それは父母負担軽減の意味からいっても、ちょっとという気持ちが湧いてしまうのです。ですから、できればその辺りのところの差を少しでも縮めていただきたいというのが専修学校・各種学校からの要望です。

もう一つは、職業実践専門課程、これは数年前から埼玉県が職業実践専門課程の認定を受けた学校に対して30万円をつけました。これは、かなり早かったです。ですから、全国に先駆けても早かったと思います。さらには、その金額云々ではなくして、国の方で昨年ですか、特別交付税措置になりましたよという連絡が私どものところに入りました。それは、令和3年の資料によると12月21日の閣議決定、ここで決定したそうです。これは非常に遅かったので、今回のここには載ってこないだろうなという予想はしていました。それはそれでいいのですけれども、でもこれから先、職業実践専門課程について云々は、今日はこの場ではやめます。時間がかかり迫っている。その課程を取ることが、一般社会に対しての質の向上、専門学校のというのは、僕たちはそういう思いがあると。ですから、これを取りましようね、全国3千校ある専門学校、学科の数でいえば1万学科あるわけです。そのうちの学科で今取っているのは、約4割です。そして、各県が補助をしているというのは19都府県です。その中でも埼玉県は早かったです。今の知事さんの前の知事さん、その方がつけてくれたわけです、30万円を。どういう過程で30万になったか知りませんが、でも特別交付税となると、そのうちの半分は今度国から県に来るわけです。そうしたら、県の負担する額というのは、申し訳ないけれども、15万です。

やっぱり今、専門学校を挙げて職業実践専門課程を取って質を上げよう、教育内容も高めよう、それから一般の国民にとっても専門学校も一生懸命やっているのだな、そういう課程でやっているのだな、小中高と変わらないのだな、公立高校と変わらないのだな、私立学校と変わらないのだなという位置づけに我々としてはしたいわけです。ようやく文科省もこれに気づいて、職業実践専門課程というものに、そういう課程を新たに文科省は認定制度を設けて認定しているわけです。それ

が約4割です。埼玉県もそうです。九十何校あるうちの4割ぐらいしか取っていません。だから、ぜひこの金額については、金額30万云々ではないですけども、やっぱりそれだけの補助を国がしてくれるのだから、プラス加算はやっぱりしていただきたいなど、そんな要望を今しておきます。今日はちょっと時間ないので、やめます。

あともう一つは、授業目的の公衆送信の補償という制度、これが小中高ではついているわけです。これは専門学校、私の今行っている専門学校でも、これに対して10万円以上の補償金を協会に送っています。これについては、ほかの専門学校でもかなりお支払いをしているところがあるのではないかと。私は実際に調べてはいませんが、うちの法人では2つの専門学校を抱えていますけれども、一つは保育士の養成学校、もう一つは介護福祉士。これ両方この金額を、1人頭720円、総額にして約10万円ぐらいですけども、お支払いをしています。だから、この辺のところの支援についても、ぜひお願いをしたいなど。これについては、令和3年の資料によると2月26日ですか、総務省から各県に対してそういう支援をなさいよという要請のあれが来ているわけです。ですから、それらもぜひ専門学校に対しての枠を広げていただきたいと思います。そういうことでお願いをしておきたいと思います。

それから、あともう一つ言わせていただければ、デジタル教育DX化というので先ほどお話し上げましたけれども、専門学校でもかなりこれの先頭を切っている専門学校、ICT関係の学校なんか幾つもありますから、私のところは普通の専門学校ですけども、そういうことを専門にやっているような専門学校は幾らもあります。でも、そういうところに対する環境整備もしくは人員の配置、そういうものに対する支援というのですか、そういうことを厚くしていただきたいなど。だってそれが職業の、テレワークとか今進んでいて、そういうことに対する支援にもなるわけです、DX化でそういうところを支援するのは。それに対するICT教育もやっているわけです。ですから、ぜひこういうところは実態をよく見極めていただいて、実態調査なりそういうのをさせていただいて、やっているところにはやっぱり厚い支援をさせていただいたら、こんなうれしいことはないということで要望を、要請をしておきたいと思いますので、ぜひお考えいただけたらと思います。回答は結構です。

○委員 私の方からは、方向性については大体こういうところでもいいのかなと、基本的には考えます。ただ、公立の小中高について、6月議会でも問題になっているのがやっぱり給食費の関係で、いろんな加算が各市町、また県立高校でつくようになっていきます。ですから、この辺を私学としてもやっぱり考えるべきではないかと思えます。

もう一つ、GIGAスクール構想、これは国からの前倒しでコロナになってしまって、各小中高も含めてやってきたのですけれども、公立の小中高なのですけれども、やっぱりいろんな差があって、やっと教育委員会がその部署をつくったというところで今年度から始まりました。ですから、みんな今のところばらばらでというところから始まっていた。ただ、私学は私学でもう進んでいる

ということで、我々も理解しているので、そこが何かペナルティーがあったのではちょっとおかしいね。私学の振興とすれば、各種やっぱり独自性を持って教育をしてもらう、これをやっぱり県民は望んでいます。ですから、県立の高校生は年々減っていますけれども、私学は減っていないと思います。それだけ努力されているのか、または学校に魅力があるのか。その辺もつけて私学を振興していかないと、おかしなものになっていってしまう。全部全て平らではなくて、やっぱり特殊性をもっと出した方が埼玉県はいいと思います。以上です。

○中野会長 そのほかに。どうぞ。

○委員 そうでしたら、幼稚園のことです。2つあります。

1つは、まず26ページのところに政策誘導配分というページがありまして、その(3)に園児納付金抑制加算という項目がありまして、たしか一昨年度の見直しで3歳児入園のときの納付金を基準に抑制をすとかという見直しをしたと思うのですね、この審議会で。これをもう前提として、今回このままの御提案だと思うのですが、これはそうすると翌年度急変緩和措置をしていたら、そのままもうスムーズに来ている。つまり、特に異論もなく来ているから、この御提案という理解でよろしいですかというのが1点と、あともう一つなのなのですが、幼稚園児につきましては、これ一般報道の範囲なのなのですが、第7波の新型コロナの感染は幼稚園児から、保育園児もそうなのなのですが、出てくることが多いという報道がありまして、そのために特別加算のところ、コロナ対策というのは私は賛成ではあるのですが、もしかしたらここの特別加算のところ、これあくまで提案なのですが、これいけないというわけではなくて、つまりもし来年度もこの提案をされる場合には、マスクができないという特殊性を勘案して、幼稚園のコロナ対策の配慮については、小中高、専門学校と、ちょっともしかして違う配慮をしていただいた方がいいのではないかなと思います。これ私見です。以上です。

○事務局 委員の質問にお答えをいたします。

1点目の園児納付金の加算につきましては、委員お見込みのとおり、特に前年度の激変緩和措置が終わりまして、特段幼稚園さんからこれについて、これを変えてほしいといった要望は特にございませんので、引き続き3年間の納付金の額で、基準に基づいて加算させていただきたいと思いません。

2点目のコロナの対策につきましては、県で行っている補助が、国で行っているマスクや空気清浄機などに対する補助以外の、隙間の部分について補助をしているところございまして、今、先生がおっしゃったマスクができない幼稚園児。

○委員 そうです。幼稚園児。

○事務局 実情を踏まえての補助ということですね。

○委員 もしかしたら、小中高、専門学校・専修学校と同じような政策配分を今回される御提案なのなのですが、幼稚園についてはマスクができない園児がいるわけだから、それとちょっと、全く

同じようではなくて、少し幼稚園については、今回はこれでいいですけども、来年度提案される場合は、もしかしたら小中高、専門学校・専修学校とはちょっと違う、もう少し重きを置くかとか、こんなことだったから同じでいいですとか、その辺のコメントがいただきたいなという、そういう私見でございます。

○事務局 かしこまりました。ありがとうございます。検討させていただきます。

○中野会長 幼稚園については新たな視点が必要ではないかという御意見ですね。

○委員 はい。

○中野会長 そのほかにございせんか。ズーム参加の先生方から何かございますか。

○委員 すみません、よろしいでしょうか。お伺いなのですが、資料3の今回特別加算のことについてなのですけれども。

○中野会長 何ページですか。

○委員 統合型校務支援システムの導入ということについてなのですけれども、これは高等学校を対象にするということによろしいのでしょうか。働き方改革ということであるとすると、小学校、中学校もやっぱり関連してくると思うので、高等学校だけを対象とされているということについて、もう既に埼玉県内の小中の学校ではこのシステムは導入されているからというふうな理解でよろしいでしょうか。

○中野会長 はい、どうぞ。

○事務局 委員の御質問に対しましてお答えを申し上げますと、基本的には高等学校に対するシステムの導入に対して補助を実施したいと考えております。小中学校につきましては、大体県内の私立学校さん見ておられますと、高等学校と併設されている学校さんが多いように見受けられまして、そういった学校さんでもシステムを導入している場合につきましては、どういった助成の方向がいいかどうかというのをちょっと研究させていただきまして、改めて第2回目で御報告をさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員 了解いたしました。検討いただければと思います。

あと、これ5年間計画になっていて、全体の予算があるということなので、もちろんある年に集中的にというのは難しいのかもしれないのですが、もう少し速いスピードで考えていただければいいのかなというふうに思っております。以上です。

○中野会長 要望ということで。ありがとうございます。

委員はいかがですか。何かありますか。

○委員 大方私の質問に対する質疑応答というのが、もう既に出てしまいましたので、私の方からは特にございません。ありがとうございます。

○中野会長 ありがとうございます。

私から最後に聞いていいですか。コロナウイルス対策というのは、学種全部に関わってくるので

すけれども、8ページのコロナウイルス対策特別配分の見直しというのは高校とついているのですけれども、小中はどうなのかということと、消費者物価指数の推移では何月比較でこの数字で一、二割上がっていると見ているのか、それだけ教えてください。はい、どうぞ。

○事務局 では、会長の御質問にお答えをさせていただきます。

小中につきましては、高等学校同様に、こういった視点からこういった方向で実施できるかというのを、もうちょっと検討させていただきたいと考えているところでございます。

あと、もう一つの御質問ですけれども、前年同月比の数字なのですけれども、これは国の関係閣僚会議の方でもちょっと取り上げられておりますが、最新の会議の中で5月時点での前年同月比の数字をちょっと引用させていただいておりますので、大体ガソリンなどで1割ぐらい、電気料金で2割弱、そういう状態の数字を拾って出させていただきます。

○中野会長 ありがとうございます。そのほかにございますか。

○委員 1つございます。もうこれはどなたに言っているのか分からないのですが、条例とあと管理運営要綱に関わることです。というのは、以前にも申し上げたと思うのですが、委員15名以内の者で組織すると、審議会は。これは結構です。特に運営要綱のところ、学識経験5人以内、県議会の議員5人以内、私立学校関係者5人以内となっております。現在、高校関係から2名、幼稚園から2名、あと専門学校から1名と。この1名は、なぜ1名なのかという疑問が、いつも私どもの会議で出されるのです。どうして高校、小中高が2名、幼稚園が2名で、あと専門学校が1名なのか。でも、それはここから来ているわけですよ、5人以内というのが要綱で決まっていますから。ですから、この5人以内というところが、そういう人員のところの配置が、いろんな流れがあつてなつたと思うのですが、普通考えれば2名、2名で、何で私のところが1名か。意見だって、2人言つて、2人言つて、私1人しか言えませんよ。もう一人いれば、その人の意見だって言えるわけです。どうしてもこれは、私どもの会議ではいつも責められるのです。

ですから、これはどなたに言っているのか分からないのですけれども、この私立学校関係者は5人以内と、どうしてここに行ってしまうのですか。しょうがないとは思っていますが、できれば平等の観点から2名にさせていただければ、もう一人の専門学校関係者の人の言う意見だってここで言えるわけです。幅広く県民から声を集めるというのであれば、幅広く意見を聞いていただけないのかな。どうしてここは、専門学校はいつも1人なのかなということ、つい先日の会議でも言われたものですから、ぜひここは、私もこの条例があり、会議運営要綱がありますから、しょうがないですけれども、これをやっぱり平等の観点からも幅広く県民の声を集めるというのがこの会の役目だと思いますので、ぜひそれは平等になるように取り計らってもらいたいなというふうに要望しておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○委員 すみません、関連して。

○中野会長 はい、どうぞ。

- 委員 私も今日、幼稚園の関係の委員さんがどなたもおられなかったので、多分いらっしゃらないですね、今日出席。だから、一生懸命幼稚園のことを考えて発言させていただいたのです、気を使って。それで、そういうふうに配慮しているのです、先ほどの委員さんがおっしゃられるとおり、もし今後、条例に手を入れるのだったら、私立学校関係者6人以内にするのだったら、学識経験者も6人にしてください。また、県議会議員も6人にしてください。お願いいたします。以上です。
- 中野会長 ありがとうございます。条例の規定もありますが、要綱の規定もありますので、これからやっぱり公平性ということでスタートしますので、今後の課題ということで、御意見として承らせていただきます。他にありませんか。

〔「ないです」と言う人あり〕

- 中野会長 委員の皆様から様々な意見がございましたので、これらの意見等を踏まえて、次回の審議会に向け、事務局で令和4年度運営費補助金配分の基本方針の案を整理していただきたいと思っております。

では、今日は以上で議事は終わりますので、御協力いただきましてありがとうございました。

11 閉 会

- 司会 委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。
- 最後に、次回の審議会の日程でございますけれども、10月頃を予定しております。またよろしくお願いいたします。
- 以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたりまして熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

(1時間43分)